

元朝探馬赤の名称について（前篇）

片山, 共夫

<https://doi.org/10.15017/25817>

出版情報：九州大学東洋史論集. 32, pp.194-221, 2004-04-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：



研究ノート

元朝探馬赤の名称について（前篇）

片山 共夫

序

モンゴル帝国では、各方面における征服の為に、前線に各方面統治鎮守軍団ともいふべき軍隊を派遣して、征服戦争を遂行したが、そのために征服の最前線に派遣された鎮守軍団を「探馬赤軍」といい、その長官を「探馬赤」といった。

「探馬赤」と「探馬」の語は混用され、「探馬軍」が「探馬赤軍」の義に用いられることもあった。『元朝秘史』に、*Al-ginci Tamuacin* (*Al-ginci* は先鋒または前鋒の義)と見えるのが早く、ラシードでは *tasakar tama* (探馬《赤軍》司令官の義)と見える。⁽¹⁾

探馬赤軍が、征服戦争を遂行するに当たっては、戦線の拡大・発展に伴い、必然的に占領地に対する物資の調達、課税、法令の發布、刑罰権の行使などの行政権限をも必要とするが、事は緊急でしかも本土を遠く離れているため、一々に本土のカガン *qaγan* にお伺いをたてることが、当時の交通通信事情では不可能なので、軍司令官には全権が与えられ、専断後聞の便宜行事権が与えられていた。この便宜行事権を保証するものが、印章 (*tangha/tamya*) と璽書 (執把聖旨) であった。ジュワイニーの歴史に、次のように述べられている。⁽²⁾

イスラム暦六一七年ラビア一月(一二二〇年五月)の初め、ジェベとスベエテイの兵は、ニーシャプール前方に到着した。そしてコラツサンの官吏と有力者(sadr)である: Mujir-al-Mulk Kafi, Rukhhi, Fari-d-ad-Din, uly Ziyar al-Zuaniらに使者を遣わして、服従し、開城して、糧草及び食糧を供応するよう召喚した。彼らは、群衆の中から三人の使節をジェベのもとに派遣し、貢ぎ物と贈り物をもたらして、服従の外交辞令を述べた。ジェベは、彼らに勧告して、彼らは抵抗や敵意を避けるべきだ、蒙古人或いは大蒙古国(モンゴル)の使者が到着すれば、何時でもそれを歓迎すべきであつて、城壁の堅固さや民衆の多勢に頼るべきではない、そうすれば、彼らの馬や財産は、無傷でありえようと言つた。そしてその憑証として、彼ら(they-彼||ジェベ)は、使者達に一個のウイグル字のタムガ(al-tangha)と一通のチンギス・カンの聖旨(ariq)の複本を与えた。その「聖旨」の要旨は次のようであつた。「エミール達、富貴の者達と多くの民衆達に知らしめる。…日の昇るところから日の沈む処まで、地上のありとある生き物達に、私はそれを与えた。誰であろうと、このゆえに、服従する者には、彼に、彼の妻達に、子供達にそして親族に、慈悲が示されるであろう、しかし服従しないものには、誰であろうと、彼の妻達、子供達そして親族ともどもすべて滅ぼされるだろう」。

探馬赤軍長官の便宜行事権と印章(ḥatim)璽書とは、不可分の関係にあつたことがわかる。右に引用した例は、探馬赤長官に与えられた便宜行事権の分与の例である。また探馬赤長官に軍事指揮権のみならず、行政権限が在つたことに關しては、デルファアの引くアゼルバイジャンの歴史家アル・アーリーの『シャイク・ウバイスの歴史』の一節に次のようである。⁽³⁾

流動する王国の領土の管理人であつた tangachi は、また植民地総督自体であつた。

探馬赤長官は、軍司令官であると同時に、征服に伴つて「流動する王国の」領土の管理人であり、また植民地総督(行政長官)自体でもあつたのである。漠地で活躍した探馬赤長官が、「行省」「都行省」の名で呼ばれた理由も、ここにあつたと言ふことができよう。要は、彼らに与えられた便宜行事権の表現であつた。この便宜行事権は、王権によつて

表現されることもあったが（国王木華黎、親王闊出の例を想起せよ）、王権によって表現される場合は、探馬赤長官より高次の便宜行事権であったから、とくに探馬赤権限を与える必要もなかったし、（木華黎の場合には探馬赤長官ではあつても）とくに探馬赤をもつて称せられることもなかったということにも注意せねばなるまい。

最前線において征服戦争を遂行する探馬赤軍は、犠牲が大きく消耗が激しいので、特定の部族のみに負担させるわけには行かず、諸部族から一定の割合で（例えば十人に二人ずつ）徴兵して編成する混成軍団になった。¹⁴⁰『元史』兵志に、探馬赤軍が「諸部族の軍なり」と言われる所以は、ここにあつた。¹⁴¹

探馬赤軍が、前線を拡大発展させるに当たつては、探馬赤母軍団より分割された分隊が、新たな方面へと分遣された。その規模は、多ければ三・四万（ジャライル部族の忒木台や、フシン部族の塔察児らの場合）に及んだが、三・四千程度を単位とした中隊が普通に見られた。そのことから探馬赤は、斥候部隊の謂であるという理解が生まれたが、これは誤解であつた。¹⁴² 二千程度の部隊が、探馬赤軍を称するのも、母軍団の性格を分与され、便宜行事権を与えられているからであつて、斥候部隊であるからではない。「探馬」の語を当てたのは、宋代の類似の例を典故として引いたまでのことであろう。木華黎¹⁴³は、承制権限を以て東平嚴實に便宜行事権（行省権限）を分与したし、その子の孛羅（Boilo）は、承制権限を以て山東李全に便宜行事権（行省権限）を分与した例がある。¹⁴⁴ こうした便宜行事権の分与は、印章璽書の外に符牌（金符、虎頭牌）によつてもなされたようである。元郝經『陵川集』卷三二、立政議に、

先皇帝初踐寶位、皆以為政治主、不世出也。既而下令、鳩括符璽、督察郵傳。遣使四出、究核徭賦、以求民瘼。汚吏濫費、黜責殆遍。其願治之心、亦切也。

とある。文中「符璽を鳩括す」とは、フビライが即位して間もなく、従前に諸將に与えた便宜行事権を回収したことを意味する。探馬赤軍は、先鋒部隊であるには違いないが、戦場の敵に臨んで波状攻撃の第一陣を担当する、換言すれば鑿や斧の役割を果たす戦術的な前鋒ではなく、モンゴル宮廷のカーンを中心とした戦略的先鋒、換言すれば各方面の鎮守軍団の謂に外ならない。¹⁴⁵『道園類稿』卷四二、彭城郡侯劉公神道碑に

探馬軍者、昔國人之兵留戍漢地者也。

とあるのは、探馬軍（探馬赤軍、探馬赤の語は、漢南人の耳には「探馬」と聞こえたのであろう）が、戦略的先鋒部隊であることを示すものである。

探馬赤軍籍は、乙未の歳（太宗七年、一二三五）、壬子歳（一二五二、憲宗二年）の両年にわたって別戸附籍せられた。そのことは、『元典章』卷一七、籍冊条、至元八年五月の日付ある文書中に見える。これら探馬赤軍籍に属する探馬赤軍戸の中には、壬寅（一二四二、脱列哥那監国元年）、甲寅（一二五四、憲宗四年）兩次僉軍の際に編成替えとなり、各々萬戸（鎮守萬戸、征行萬戸）の麾下に従つたものもあり、乙卯歳（一二五五、憲宗五年）に民籍に編入されたものもあつたようである（『元史』卷九八、兵制条）。けれども彼らが曾て探馬赤軍籍に属したという事実が消えることはなく、探馬赤軍の名称は、彼らに付随して残つたようである。探馬赤軍部將の主な者には、探馬赤軍籍の制定と表裏して食邑が与えられ、投下領主としての待遇が与えられるのが、通例であつた。そのことは、『元史』食貨歳賜の条に、同八年丙申歳、及び壬子歳、その他稀に丁巳歳（一二五七、憲宗七年）に食邑（五戸絲）を分撥（分地分民）された探馬赤部將の名が見られることによつて明らかになる。元朝の食邑は、單なる食邑ではなく、封建領としての性格を残存して、投下領主は、食邑のある都市の行政長官（副長官以下に限定された時期もある）を任免する権限を有していた。従つて探馬赤長官が投下領主である場合には、その探馬赤部將麾下の軍は、領主の食邑のある地方に奥魯（本拠地、兵士らの家族の居留地）を、時には鎮守地をも有つていた¹⁰。

こうした探馬赤軍籍及び探馬赤軍の本拠地（奥魯）の考察を通じて明らかになるのは、扎刺亦兒、兀魯兀惕、忙兀惕、亦乞列思、弘吉刺の五投下探馬赤軍、按察兒、孛魯、肖乃台（笑乃鯁）、怯烈台、闊闊不花、不里海抜都兒の所謂探馬赤五部將の外に、ウリヤンカン（兀理養罕、Uriyangam）探馬赤軍、サルジウト（散朮兀惕、Sarju, ut）探馬赤軍、タートル（荅荅兒、Tatar）部族探馬赤軍、アス（阿速、Asud）探馬赤軍、カルルツク（哈刺魯、Qarluq）探馬赤軍、キプチャク（欽察、Qipchaq）探馬赤軍とも言うべき各部族探馬赤軍の存在である。これは、例えばジャライルの木華黎には、

元朝探馬赤の名称について（片山）

彼に分封された直屬千戸が、その弟の帶孫には帶孫自身に従う直屬千戸があつたように⁽¹¹⁾、各方面統治鎮守軍団に属する各部族部將直屬元從の千戸集團を中核としたものであつたが、それは部將の子孫に世襲されて、これもまた探馬赤軍団に外ならないものであつた。こうした探馬赤軍理解の構想は、既に護雅夫にあつた⁽¹²⁾。各部族探馬赤軍それぞれに、五部探馬赤軍に類するものが存在するという考えには従えないところがあるが、それにしても深い洞察であつたと思ふ⁽¹³⁾。

本稿において、論証しようとするのは、探馬赤が、使者の義を有するモンゴル語の *tamčai* に対する漢訳語であり、探馬赤に与えられる便宜行事権、すなわち全權委任の表現であつたこと、その淵源は漢代の西域護使者（即ち西域都護）に求められること、また同じ便宜行事権が、漠地にあつては北魏の制度に淵源を有する「行省」なる語で表現されることもあつたということ、従つて探馬赤軍が「行省」の語で表現されることもエヘ・モンゴル国時代にはあつたということ、この二点である。各部族探馬赤軍については、続稿「探馬赤軍拾遺」に、従来取り上げられたことのない探馬赤軍団を中心に論じてみたいと考えている。

一 先鋒使者

チンギス・カンの十三年（一二一八）、チンギス・カンから中国経略を委任された木華黎（Mungar）は、ジャライル、モンクト、ウルウト、オンギラト、イキレスの五投下の軍を含む左翼約六萬の軍団を率いて、中国経略に着手した。その麾下にあつて戦術的な先鋒として活躍したのが、所謂探馬赤五部將の軍団であつた。所謂探馬赤五部將とは、按察児、闊闊不花、不里海抜都児（李羅海抜都児、*Boiyai ba'atun*）⁽¹⁴⁾、窟里轔（怯烈台、*Kereider*）、肖乃台（笑乃轔、*Sanni dei*）、李羅（*Boro*）を指して言うが⁽¹⁵⁾、どの五人を指すかは史料によつて違いがある⁽¹⁶⁾。この中で、太宗丙申の歲（太宗八年、一二三六）に平陽、太原に鎮守地を与えられた拓跋氏出身の按察児は、一二一九年には、一旦北還した国王木華黎

に代わって、前鋒総帥となり、指麾を代行したこともある（『元史』卷一二二、本伝）。そうした按察児の先鋒としての任務について、虞集はその先塋碑銘に次のように述べている¹⁶⁾。

昔木華黎國王、我國家鷹揚之尚父也。與博爾朮分左右羽翼。天子討萬國、而按扎兒率所部兵、為之前鋒、號先鋒使
幽燕遼營者。齊・魯・趙・韓・魏既下、及降河中府、歲己卯國王北還。按扎兒留鎮太原、攝行國王之事。

按察児は、「先鋒使幽燕遼營者」と號したといふのである。これは、幽州・燕・遼・營州（遼西）の方面の征服統治に使者として派遣された先鋒部隊といふ意味の官名で、先鋒―使者とも言うべく、漢代の西域使者（西域都護の前身）にその祖型がある。祖型といふのは、辺境（征服の前線）に派遣されて便宜行事権を有し、行政権と軍事指揮権を併せ行使する権限をもった「使者」の先例といふ意味であり、そのような「使者」の先例は、漢代の西域護使者を嚆矢とするといふ意味である。唐代のトルコ語碑文に見えるように、使者は、遅くとも唐代以降北方遊牧民の間で *seneci* と呼ばれることがあったが¹⁷⁾、その事実には依拠すれば、按察児の神道碑に見える「先鋒使者」の語は、『元朝秘史』における探馬赤軍に対するモンゴル語の表現、*Algeinčin tammacin*（「阿勒斤臣 探馬臣」*p.l.*）に正しく対応していることがわかる。『元朝秘史』卷二二、第二七三節に（小沢重男訳『元朝秘史全釈』続放下、p. 469）次のようにある。

tedü Altan qan-i muqudaju se'üse nere ögü kü altan münggün Altatai hartu

ここにアルタン汗を誅滅して小間使いの名を与え金銀 金絲の 模様をついた絹布

a'ürasan tabar alšas se'üses-i anu dau'üljin aleinči tammaci talbiju Nanging

財物 馬匹 召使達を彼らの 掠取して 先遣 タンマチ軍を置いて南京

Jundu jüg jüg-där balacasun-dur darugačın talbiju tübsin tükel qarju

北京【中都】各処に 城塞に ダルガチを置いて平和 裡に 帰り

qara-qorum-a bau'üba.

カラ・コルムに下馬した。

元朝探馬赤の名称について（片山）

明の史官の傍訳では、*“alainci tammaci”* に対して「頭哨 官名」と訳しているが、明の史官もまた宋代の偵察部隊を意味する「探馬」を年頭に置いていたものである。alainci が『元史』に見える先鋒、または前鋒に対する訳語であると解して問題はないから、*“tammaci”* は、使者に相当する語であることになる。

元朝期に「探馬赤（探馬）」の語を使者の義に用いている例がある。朱徳潤『存復齋集』巻六に見える、「朱氏族譜序」に（元朱徳潤『存復齋集』巻六、朱氏族譜序）

曾祖大有字應之。性嚴毅、雖盛夏冠帶不褻。景定中游藝鄉校。赴部、用黃甲免試、授太學錄。上書言、「方今（中略）」。
書上。賈似道以為切己、不報。既而似道謂曰、汝賈門婿也、何言事若此。公答曰、某口賈魏公昌朝孫婿也。由是似道益銜之。竟誣以事、籍其家、送大理寺問。得秘書家鉉翁力為之辨、遂以歸正人。安置淮西。至元十三年、王師駐淮陽。公即着青衫、乘白馬、徑詣軍前。伯顔丞相以為宋探馬、俾引至前。公具言、似道誤國失信、害忠良、故某得至。此時平章尤公〔阿朮、Ajur〕亦在。因曰、朱某宋名士。遂堅欲爵之。公辭以仕官非所願、但得名義、歸田廬足矣。南服既定。丞相以尤平章至吳城、凡宋所籍朱某家產、悉還之。由是頗營業為隱居計。

とある。朱徳潤の曾祖朱大有（字應之）は、宋末の人で賈似道の姻戚であったが、賈似道の政治を批判して蟄居の身であった。淮陽に荊湖行省長官伯顔が駐屯していることを聞いて、青衫（書生服）を身に纏い、その大本營を訪れて拜謁を求めたところ、伯顔は、彼を「探馬」と思い、面謁させたという。この文脈において、「探馬」は、頭哨、斥候、或いは偵察部隊の義には解することが出来ない。「使者」としか解しえないであろう。「探馬」とあって「探馬赤」とはない点に関しては、モンゴル語の *“tam yaci”* は、話し言葉では、*“y”* 音と *“ci”* 音が脱落して、*“tama”* と聞こえたために、「赤」字が脱落したものと考えられる。

一体に使者が、その権限の象徴として印章を携行するのは、唐代以来の通例であった。金末元初の知識人王恽の述べるところによれば、唐代四夷に使者が派遣される際には、使者は、必ず印章を携行し、その印章には、「大唐入某國之印」と刻まれていたという。王恽『秋澗先生大全文集』巻九七、12 a に

唐故事奉使四夷、其印章曰、大唐入某國之印。(原注：見蜀王建世家)。

とある。唐代使者が、西域・北方のトルコ人(突厥)によつて、印璽官 *Tam y ači* と呼ばれた事実の要因をなすものであろう。唐代使者が、*Tam y ači* の名で呼ばれた点に関しては、既に P. Pellio をはじめ、楊志玖、山田信夫らによつて指摘されている(注46、47を見よ。また山田信夫「タムガ(印章)雜考」『ウイグル文書集成』所収)。

元代各方面の征服統治にあたる先鋒の將が「使者」と称されたのは、その祖型をなす漢代西域護使者(後の西域都護)の先例に倣つたものである。その使者が唐代 *Tam y ači* の名で呼ばれたために「元代の先鋒の將は「先鋒使者」の名で呼ばれるようになったものに違いない。

元代における先鋒使者の用例は、按察児の外にもある。『元史』卷一九七、孝行、郭狗傳によれば、郭狗は、平陽冀城縣の人であつたが、父寧は、「欽察先鋒使首領官」であつたといふ。

父寧為欽察先鋒使首領官、成大良平。宋將史大尉來攻、夜陷大良平。寧全家被俘、史將殺寧、狗狗五歲、告史曰：
…(中略)即以騎送寧。寧等往合州。

とある。郭寧は、漢人であるが、欽察先鋒使膝下の文書行政を執務する胥吏の監督官となつたものである。宋軍を敵としてゐることから、エヘ・モンゴル国時代の末期、モンケ・カーンの時代ないしは元初期フビライの時代のことであつたと考えられる。欽察(*Qipchaq*)人が、王族班都察(*Balducha*)の子の土土哈(*Totora*)の下に聚集せられて、欽察親軍衛(親軍都指揮使司)となるのは、至元二十年代のことで、元初のころは、まだまとまつた大軍団をなしていなかつた。班都察は、約百人の一隊をなしてフビライの側近に在つた⁽¹⁹⁾。その他の欽察人もまた中小軍団を為して、蒙古部將、その中でも恐らくは探馬赤部將の麾下に従つていたと考えられる。例えば哈刺火者(*Qaratuq*)の子の完者都は、鄂州の役(憲宗九年、一二五九)の後、諸王合必赤に從い李壇の討伐に加わり、ついで萬戸木花里(タングート人、察罕の子、『元史』卷一二〇)に従つて荊南を攻略し、襄陽に転戦し、ついで丞相阿朮の麾下に入り、襄樊の攻略に従事し、伯顔の帳前合必赤軍を領している⁽²⁰⁾。完者拔都(完者都)の領した伯顔帳前の合必赤軍とは、カーンの親衛たる箭筒

元朝探馬赤の名称について(片山)

士 (gorcii) に類するもので、合必赤 (Kubci) とは弓弦のことであるが (『華夷訳語』)、百人前後の欽察小隊、ないしは欽察小隊を中核とする欽察部隊であったと見られる。同じく欽察人の苦徹拔都児 (ceceba'atun) は、太宗オゴタイの怯薛 (宿衛) 出身で阿都赤 (Adu'aci), 牧馬官) であったが、後にスベエテイに従って金の都汴京を攻略し、皇子闊出の征宋にベルグテイの子の諸王口温不花 (Ko' un-funga) に従って戦った。その頃苦徹拔都児は、漸く百戸の地位に陞進したという。フビライの即位の後、鄂州の役における功績を評価されて、中統三年蔡州蒙古軍萬戸を授けられ、ついで南宋攻略に従事し、阿朮の麾下に入って襄陽の攻略に従い、ついで淮東、鄂州、滁州に転戦し、至元十二・三年頃には、淮東に在り、滁州総管府達魯花赤に任ぜられた。同十四年には、北方の叛乱の鎮圧に向かうが、これらの履歴によれば、明らかに先鋒の部将であつて、探馬赤部將の麾下の欽察小部隊を中核として発展し来たものと見られる⁽²⁰⁾。郭寧の従事した欽察先鋒使とは、これら両者と同様の欽察部隊の指揮官であつたと考えられる。郭寧が平陽の人であつたことから見ると、当該欽察先鋒使は、平陽に駐屯した按察児麾下に配属された探馬赤軍団の一部であつたとも考えられよう。

また『陝西金石志』卷二七、2 a、綦公本行傳によれば、ドレゲネ (脱列格捏、Doregene) 監国の二年(一二四四)甲辰歳の春、玄門弘教白雲真人慕志遠は、祖庭にあつて提點陝西教事の職にあつたが、陝西に駐屯する先鋒使夾谷公の命によつて羅天大醮の禮を設けたという。

甲辰春先鋒使夾谷公就祖庭設羅天大醮

とある。先鋒使夾谷公とは、「その先遼東臨潢路の女真人」で、チンギス・カンの佐命功臣千夫長の一人夾谷通住のことである。漢地の経略に当たつては、招討使となつて、數萬の兵を指揮し、ドレゲネ哈敦監国期には、陝西路行省兼兵馬都元帥の職にあつた⁽²¹⁾。これは、前田直典の行省分類「路の行省」の中に見える⁽²²⁾。先鋒使夾谷公が、ドレゲネ監国期に陝西方面の鎮守軍団長で、探馬赤長官であつたこと、間違いない。探馬赤長官に与えられる便宜行事権は、後に論ずる如く、「行省」の肩書によつて表現されている。一般に路の行省に便宜行事権が与えられていたこと、前田直典

の考察によっても明らかである⁽²³⁾。

以上の考察によつて、『元朝秘史』に見える「阿勒斤赤 探馬赤」(Alğinci tamacı)又「阿勒斤臣 探馬臣」(Alğinci tamaci)pl.」は、漢語の先鋒使者(先鋒使)に当たる言葉であり、探馬赤が、使者の義を有するモンゴル語⁽²⁴⁾ Tam y açi の漢音訳であることが明らかになった。

二 漢代の西域都護(護使者)

さてそこで探馬赤部將を使者の名で呼ぶようになった典故として、漢代の西域護使者(西域都護)について考察する。漢代の西域都護の起源は、武帝期貳師將軍李広利による大宛遠征(B.C.104)の後、西域の支配統治のために、輪臺・渠犂の地に(後には龜茲の西方烏壘)に置かれた「使者校尉」にあつた⁽²⁵⁾。使者は、前漢末の「護鄯善以西使者」鄭吉の例によつてもわかるように「護―某処―使者」即ち護使者の稱を以て呼ばれ、校尉によつて率いられた軍隊と西域諸国の兵士とを指揮して、西域の「某処」によつて示された地域の支配統治に当たる権限を所有していた⁽²⁶⁾。校尉は、後に戊己校尉となり、護使者は、鄭吉の時(宣帝時代)天山の南(南路―南北道)のみでなく、北(北路―史料には北道と見える)をも併せて統治するようになったことから、「都護」を號稱するようになった⁽²⁷⁾。こうした経緯によれば、漢代中央朝廷より西域に派遣された護使者たる西域都護には、もともと軍隊の司令官としての軍事指揮権と西域諸国の羈縻統治に当たる支配統治権(西域諸国の国王の王位継承を支配する権限を含む)とが与えられており⁽²⁸⁾、西域都護は、単なる外交官としての使者ではなかつたことが明らかである。西域都護のこうした権限は、使者に許された全権―便宜行事権の表現であつたが、これがモンゴル帝国における各方面統治鎮守軍団である探馬赤軍の司令官に与えられた権限―便宜行事権と類似していたため、モンゴル帝国の各方面統治鎮守軍団の司令官は、使者の名で呼ばれるようになったものであろう。

元朝探馬赤の名称について(片山)

漢代護使者（西域都護）が、西域のトルコ・モンゴル系諸民族から *Tamyaq* の名で呼ばれたかどうかについては、明確ではないが、その可能性はある。なぜなら西域都護が羈縻統治に当たって印章を行使し、あるいは印綬を用いたことが、はっきりしているからである。『漢書』卷九六、西域傳によれば、西域都護自ら、印綬を授けられていた外に、西域諸国の王侯以下、印綬を授けられた者、通計三百七十六人と述べられている⁽²⁸⁾。また都護鄭吉は、烏孫右大將に降嫁した公主馮夫人を通して元貴靡を烏孫王大昆彌に立て、烏就屠を小昆彌に冊立して印綬を授けた⁽²⁹⁾。又都護韓室は、元貴靡の子星靡を烏孫王大昆彌に立て、大吏、大祿、大監以下の官に皆金印紫綬を授けて、大昆彌を補佐させた⁽³⁰⁾。漢代の西域には、モンゴル系、トルコ系諸族もいたから⁽³¹⁾、西域都護が、漢代すでに *Tamyaq* の名で呼ばれた可能性はある。ともあれ漢代に使者が、北辺の遊牧民から *Tamyaq* の名で呼ばれたかどうかは、判明ではない。けれどもそのことよって漢代の西域護使者が、元代の「先鋒使者（*Tamyaq*）」の祖型であることが否定されるわけではない。なお漢代の西域都護に任ぜられる者としては、内官たる郎（郎）官出身者が多い⁽³²⁾。この点は、元代の探馬赤長官に任ぜられる者が、元代の内官たる怯薛出身者であるのを通例とすることと同一類型をなす。漢代西域護使者と元代探馬赤長官の性格に類比関係のあることが注目される。

三 タウガスとタムガチ

漢代以降の中国王朝による西域経営を見るに、西晉、五胡十六国時代の前趙、後涼、北魏を経て唐に至るまで、いずれも漢の西域経営の例に倣って（支配の強弱や形式的な曲折はあるが）西域都護およびその支配下の戊己校尉によって羈縻統治したことに変わりはなかった⁽³³⁾。唐代の中頃に至り、伊西節度使（伊州・西州節度使）をはじめとして磧西節度使など節度使が置かれるようになるが、都護による兼領であって、都護に加えられた権限の強化であった⁽³⁴⁾。これは、統治における直接的な行政権の強化を図ったものと考えられる（この点については後節に取り上げる）。このよ

うに唐代の西域都護が、漢代の西域都護の流れを汲む制度であるならば、唐代の西域都護にもまた護使者としての性格は、残存している筈である。唐代既に使者が *Tamγ ači* の名で呼ばれているとすれば、護使者たる西域都護もまた *Tamγ ači* の名で呼ばれたに違いない。

唐代の *Tamγ ači* を元代の探馬赤との関係で理解しようとする試みは、既に P. Pelliot、韓儒林らをはじめとして諸家によって為されている⁽³⁷⁾。それによれば、唐代 *Tamγ ači* の名を有する人物例は、三例ある。その一人は、「闕特勤碑文」に見える印璽官であり⁽³⁸⁾、第二は「大唐大慈恩寺三藏法師傳」巻二に見える「達官答摩支」であり⁽³⁹⁾、第三に『唐書』巻二一五下、突厥傳に見える突騎施 *Türges* の都摩支(都摩度)である⁽⁴⁰⁾。第一の例は、東突厥の闕特勤 (*Kül tegin*) の身罷つたとき、西突厥 (*Onoq*) の可汗のもとからマカラチュ・タムガチとオグズ・ビルゲ・タムガチが弔問の使者として派遣された例で、外交官を意味する *Čamγ ači* の例である。第二の例は、三藏法師がインドに留学に赴く途次、西突厥の統葉護 (*Tong yabγu u*) 可汗 (六一九〜六二八) の宮廷を訪れた際、可汗のもとに彼を案内した人物であるが、答摩支は、官名を以て人名に用いたものであろうと言われている⁽⁴¹⁾。これを従来の説に従い、扈從の官名と見てよいとすれば、彼は玄奘三藏法師の案内をしたのであるから、当然諸国の言語に通じていなければならず、さすれば恐らくは詔の發布を掌る尚書に類する官職であったと見るのが妥当であろう。第三の例に見える突騎施の都摩支は、唐の玄宗の頃西突厥に覇権を樹立した突騎施の蘇祿を莫賀達干なる人物と共に倒し、その後莫賀達干と袂を分かつて争い、西突厥の地が、黄姓、黒姓の両勢力に分かれて争う契機となった人物である。彼の場合にも都摩支は人名であるが、恐らくは彼が十姓可汗として西域都護に任じたことを踏まえて、*Tamγ ači* の官職を以て人名に代えたものであろう。前嶋信次によれば、都摩支は骨咄祿毗伽闕俟斤 (*qutulq bilge kūr irkin*) の官称号を以て呼ばれ、ついで黒姓伊底密施骨咄祿毗伽可汗 (*qara iltamis qutulq bilgā qaghan*) の称号を与えられた十姓可汗となった⁽⁴²⁾。阿史那賀魯の死後、西突厥の可汗は、阿史那懷道を初めとして、唐の西域都護の下に、崑陵、濛池両都護を兼ねるのが例であったから⁽⁴³⁾、都摩支もまた十姓可汗として都護の任に着いた結果として *Tamγ ači* の官名を得、これが本名に代わる通称として用いられるようになった

元朝探馬赤の名称について (片山)

たと考えることができる。已に唐代、「使者」は *tamy aci* の名で呼ばれているのであるから、漢代西域護使者の発展した西域都護もまた「使者」であることに変わりはないから、唐代の西域都護もまた *tamy aci* と呼ばれたと見るのが妥当であろう。

ところで桑原隲蔵の「支那人を指すタウガス又はタムガジという稱呼に就いて」という論文によれば⁽¹²⁾、ペルシア以西では唐の頃から十三世紀にかけて、中国を指す稱呼としてタウガス (*Taukas*) 或いはタムガジ (*Tamgaci*)、タムガーチ (*Tamgacu*) 等という稱呼が用いられた⁽¹³⁾。諸家の同じく認めるところでは、それは古代突厥碑文に見える唐を表す語 *tab y ac*, *tab y aci* に由来する語であり⁽¹⁴⁾、諸家の説の中では、白鳥庫吉、ペリオらの拓跋 *Tak-tat* の音転とする説とヒルト *Hirt* の唐家の音転とする説が有力であるとするが、桑原氏自らは唐家子 *Tang-kia-tsi* の音転とするのがよからうとする説を提唱された。それぞれに一説を為すものではあるけれども、諸家が、突厥碑文の中で唐を表す *tab y ac* (1) と使者を表す *tamy aci* とが、全く同音の語であることを看過しておられる点、賛成できな⁽¹⁵⁾。 *tamy aci*、*tab y ac* (1) の両者の違いは、*me* と *b* の違いだけである。両者相互音転の関係にあるから、両者何らかの関係を有していると考えるのが当然であろう。もともと中国を指す西方の呼称は、タウガス、タムガジ、タムガーチュであった。それ故その呼称は、音の上において (同一碑文の中でも) 唐を表す *tab y ac* (2) をあげるよりは、*tamy aci* をあげる方がより近いのである。しかるに敢えて *tab y ac* (2) をあげ、*me* の音転の關係から、タムガチはタヴガジの音転に外ならぬという論を展開されたのは、桑原隲蔵博士その人であった。*tamy aci* と *tab y ac* (1) 両語が、音転の關係にあることは疑いない。その場合どちらの語が先かという点に関しては検討を要する。その際 *tamy aci* は、*tamy a* (印璽) を語根とする語であるから、中国を意味する *tab y ac* から転じた語であると考えすることは不可能である。それではその逆はどうかというと、使者 (ないしは印璽官) を表す語が、転じて中国を表す語となる場合であるから、それは有り得ないことではない。二世紀の半ば、ローマ帝国のプトレマイオスの地理書には、中国が *Serica* の名を以て表されているという事実がある⁽¹⁶⁾。これは商人のもたらす絹をもって、中国の代名詞としたものである。西域以西の諸国民が、中国を呼ぶに、自らと直接

の接触ある、印象深く象徴的な事物を以て、代称したということであるが、護使者たる西域都護は、中国を表す象徴的な事物とはなりえなかったであろうか。皇帝から、全権(使者権限)を委任されて、西域の征服統治にあたった西域都護が、西域及び以西の諸国民にとって中国の代名詞となったであろうことは、容易に考え得ることである。恐らくは、唐以前から中国を *Tamya'acti* (護使者) の名で代称することは行われていたものが、唐になって代理人と本国、護使者と中国を区別する必要が生じた際、従来中国の代名詞として用いられていた *Tamya'acti* の一字を転じて、*Tamya'acta* なる語を新たに製作したのに違いない。

以上を要するに、元代の探馬赤という名称は、唐代の使者を表す *Tamya'acta* に由来する名称であり、その「先鋒―使者」たる職掌の祖型は、漢代の西域護使者(その発展たる西域都護)に遡り得るということである。

四 契丹の撻馬弒沙里

モンゴル帝国の探馬赤に類似の官職が、契丹とウイグル(西ウイグル国及び元代の畏吾児)にもある。契丹の撻馬弒とウイグルの探花愛忽赤である。唐代の使者(西域都護)から元代の探馬赤に至る過程に位置する、ないしは唐代の使者より派生した官職であると見られる。以下それについて考察する。

契丹の撻馬弒沙里が、唐代の「答摩支」(「大唐大慈恩寺三藏法師傳」に見えるもの)とともに、元朝の探馬赤に相当する官職であろうという指摘は、既にペリオにあり、またウィットフォードの叙述に基づいたメンゲス *Menges* にも同様の言及がある¹⁶⁾。それを受けて、韓儒林、賈敬顔、楊志玖ら諸氏の取り上げるところにもなった¹⁷⁾。

契丹の「撻馬弒沙里」は、郎官の長たる郎君が一軍を率いて各方面の征伐に出征した際、この郎君の帯びる職名であり、「撻馬」はその略称である¹⁸⁾。

『遼史』卷一一六、國語解には、

元朝探馬赤の名称について(片山)

撻馬、人從也。沙里、郎君也。管率衆人之官、後止稱撻馬者。

とあり、また

撻馬、屬從之官。

とある。また『欽定遼史語解』卷五、職官、「撻馬噶賽特」(Tanga sayid) 条には、

蒙古語、塔瑪噶、印也。賽特、大臣也。卷一、作撻馬狼沙里(Tamy a sar)。

とある。また元歐陽玄撰『高昌偃氏家傳』には、(元歐陽玄『圭齋文集』卷一一)

毗俚伽(帖穆尔)生而敏慧、年十六襲國相答刺罕。(中略)。以功加號毗俚傑忽底、進授明別吉。妻號赫思迭林。子第以敏欲谷之後、世為其國大臣。號之曰設(sad)。又曰沙爾(sar)。猶漢言威晚也。

とある。要するに「撻馬狼沙里」の「撻馬狼(撻馬噶)」は、印璽の義を持つ蒙古語「撻馬噶(Tamy a)」に由来する語であり、「沙里」は、突厥の「設(sad)」に擬せられる大臣を意味する語で、「撻馬狼沙里」の略称たる「撻馬」を「屬從の官」というのは、「撻馬狼沙里」の職には、屬從の官たる郎官が任ぜられるのが通例であるというのである。なお突厥の設(sad)には、地方総督に類する義があり、沙里の「威晚」は、外戚の義であるから、元来は皇后家の者を意味する語である。女真語の「妻」の義をもつ、saranに当たる言葉であるとも考えられよう。『遼史語解』が「賽特(賽衣特)」とするは、ペルシア語の貴族の称号たる sayid(現代ペルシア語では君長を意味する sar)に比定したものであろう。

撻馬狼沙里の職掌をもつともよく示すのが、『遼史』卷一、太祖紀に見える次の記事である。

太祖大聖大明神烈天皇、姓耶律氏諱億、字阿保機、小字啜里只、契丹迭剌部霞瀨益石烈卿、耶律彌里人。(中略)。

既長、身長九尺、豊上鋭下、目光射人。關弓三百斤、為撻馬狼沙里。時小黄室韋不附。太祖、以計降之。伐越兀及烏古・六奚・比沙狼諸部、克之。國人、號阿主沙里。

耶律阿保機は、即位前の未だ大賀八部による合議制の取られていたところ、「撻馬狼沙里」の職に任ぜられ、出征して小黄室韋を降した後、越兀、烏古、六奚、比沙狼諸部の征服に向かい、これをも降した。国人の彼に対する称號「阿主沙

「里」の阿主 (adju) とは、モンゴル語の *ojen* に比すべく、主人の義である。沙里は、先述の如く、外戚貴族、地方総督等の義である。「撻馬狻沙里」の各方面鎮守軍団長としての性格がよく表れている。同様の例として渤海撻馬解里の例が挙げられる。『遼史』卷一〇、聖宗紀一、統和元年(九八三)春正月丙子條に、

以于越休哥為南京留守。仍賜南面行宮總管印綬、綵邊事。渤海撻馬解里以受先帝厚恩乞殉葬。詔不許。賜物以旌之。とある。于越休哥は、『遼史』卷八三に傳がある耶律休哥のことである。于越は官名である。北院大王奚底統軍使となり、乾亨元年には南面戍兵を総べて、北院大王となり、ついで于越の官號を与えられた。聖宗即位の始めは、太后稱制に当たり、「休哥に南面軍務を総べしめて以て便宜從事せしむ」とある。南面軍務を総ぶとあるが、宋軍は渤海地域の兀惹部と連携して契丹と戦っていたので、渤海とも無関係の職ではなかった。「南面行宮總管の印綬を賜」つたとあるのは、「便宜從事」を聴されたことと関連あり、「邊事を総ぶ」とあるのは、渤海方面の征服と関連がある。但し「渤海撻馬解里」の解里は明らかに人名であるので、「渤海撻馬」は、解里にかかる官名と考えなければならぬ。ところが傳には解里に同音の名をもつ人物は少なくないが、該当する人物は見当たらないので、「渤海撻馬」の職掌の内容は詳らかではない。撻馬が撻馬狻沙里の略称であることは明確なので、前述耶律阿保機の例から推して、渤海の征服に向かった方面統治鎮守軍団長であつたと推測される。前述したように聖宗の初期は、後渤海国とも言うべき兀惹部と緊張が高まつた時期であつた¹⁶⁾。

以上「撻馬狻沙里」の職掌の具体的な在り方を示す例は二例しかないのであるが、元朝の探馬赤と同類の職掌であることは、窺えるであろう。勿論契丹にも、唐代同様に単に外交官の義に用いられる「撻馬」の例はある。一例を挙げれば、『遼史』卷七、穆宗紀二に

十五年夏四月乙巳。小黃室韋叛。雅里斯・楚音等、擊之、為室韋所敗。遣使責之。乙卯、以禿里代雅里斯為都統。以女古為監軍、率輕騎進討。仍令撻馬尋古里、持詔招諭。

と見える。同様に撻馬による持詔招諭の例は、若干あるが、これについては、楊志玖の取り上げているところでもあり、

割愛する⁽⁵⁰⁾。

五 ウイグルの探花愛忽赤

西ウイグル国の末期からエヘ・モンゴル国時代にかけて生きたウイグル人の八思忽都は、探花愛忽赤の官職を帯びていた。その子の帖哥朮(Tegöcü)もまた同じ官称号を帯びていたところを見ると、ウイグル国時代からの官称号であったようである(『元史』卷一三三、脱力世官傳)。或いはそれに倣いモンゴル朝廷から授けられた官職であったのであろう。ウイグル名の官称号である。探花は、tamyaで印璽の義をもち、愛忽赤は、avıyıcıで、大臣、総統、司令官などの義を有つ。例えば『山居新語』に「畏吾児僧閻闍、嘗為會福院提舉。乃国朝沙津愛護持南的沙之子」とある、「沙津愛護持」の原注に「漢名總統なり」とある。愛忽赤の原義は「托す」であり、転じて詔を發布することを掌る尚書の義にも用いられるようになったものという⁽⁵¹⁾。それゆえ探花愛忽赤と熟しては、国璽尚書あるいは印璽を所有する司令官などの義が生ずることになる。デルフアーによれば、tamya'daにも国璽尚書の義があるから⁽⁵²⁾、探花愛忽赤は、モンゴルの探馬赤にほぼ同義の語であることになる。八思忽都の経歴を見ると、その実際の職掌は、軍司令官であったことがわかる。彼は、「国初畏吾兒・阿剌温・滅乞里・八思四部を領し、兵を以て四川を攻めるに従」⁽⁵³⁾っている。その子の帖哥朮はというと、憲宗モンケの命により「渴密里(qamı)・哈密)及び曲先(Kasen)諸宗藩の地に長」となり、その地に鎮守している⁽⁵⁴⁾。その地は、宗主たるトゥルイ家とチャガタイ家、オゴタイ家との国境地帯に当たり、エヘ・モンゴル国時代にはまだ両カン国との緊張関係はさほどでもなかったが、元朝期には、西北辺境としての意味をもつようになる。要するに一軍を率いて司令官となり、一面の攻略に従事すること、或いは鎮守統治すること、モンゴルの探馬赤に全く同じ職掌をもっていたのである。

帖哥朮の鎮守した地は、後に元朝時代に入ってから、(常にではなかったが、というのは前述の両カン国の侵略があ

つたため)、高昌王亦都護[*taq-qi-ta*]麾下の探馬赤軍の鎮戍するところとなった。元虞集撰『道園類稿』卷三九、高昌世勳碑(應制)によれば、遅くとも巴而朮阿児忒的斤(*Barjuik-alti-tegin*)の孫馬木刺的斤(*Manlung-tegin*)以降探馬赤軍一萬人が所屬し、世襲されていた。ウイグル国王は、元朝皇帝から高昌王と亦都護の二種の金印を授けられ、国内政治には、高昌王の印を用い、辺境の統治に関することには、亦都護の印を用いていた。従って探馬赤軍に関しては、亦都護の印が用いられたことになるが、探馬赤軍は高昌城に鎮守し、南哈密里の地に屯田を行っていた⁽⁵³⁾。もともと至元十九年か二十年頃には、ウイグル国王の本拠地は永昌府(西涼府)に移っていたようであるが⁽⁵⁴⁾。何時のことか明確な日付が欠けているのであるが、元朝時代のウイグル文書に高昌城に鎮守した軍隊の司令官を意味する「*qoko baliq ayi-y uci*」の一句が見える⁽⁵⁵⁾。次の通り。

kögürip qoko baliq ay y uci-qa bir kümüs yastuq birip ay ir qiy-qa tägzün-lar

高昌城市 司令官に 一 銀 錠を差し出して、重い 罰に 当たるべきである

(アイグチ)

前文に「(モンゴルの) 皇帝陛下に五金錠、兄弟王子たちに各一金錠ずつを罰金(として) 献金し、イディクトに一金錠を差し出して」とあり、亦都護の支配が、高昌城下に及んでいたことがわかる。亦都護自ら「領兵高昌」した時期のことで、この高昌城市司令官は、亦都護麾下の探馬赤軍将官であった可能性がある。先掲「高昌王世勳碑」において注目すべきは、亦都護の麾下に「押西護司」なる官署が設けられていたことである。「復たその部の押西護司の官に署す」とある。これを馬木刺的斤の曾孫帖睦兒補化(*Temür buqa*)が亦都護高昌王位を嗣ぐ以前に「都護」の職に任ぜられていたことと照らしあわせて考えるならば、探馬赤軍を領する亦都護には、(西域)都護としての性格があったことが確実である。このことは、モンゴル帝国の探馬赤が、西域都護(護使者)に淵源を有する官職であることの傍証になるであろう。

以上を要するに契丹の探馬赤沙里とウイグルの探花愛忽赤とは、唐代の使者(西域都護、*Tamgac*)とモンゴル帝国

の探馬赤とを結ぶ線上にある制度であるということである。唐代の *Tamgac* たる西域都護が、契丹の探馬狄沙里、ウイグルの探花愛忽赤の制度を経てモンゴル帝国の探馬赤になったのか、三者がそれぞれ別個に唐代の *Tamgac* から派生してきたのかは、明確ではないけれども。

【(以下後篇) 六、エヘ・モンゴル国時代の行省／七、北魏の行臺尚書省／八、阿母河等處行尚書省の成立／結び】

註

- (1) 『史集』第一卷、第二分冊、第二編 p. 159, 雪你惕部落条。
- (2) Juvaini, "The History of the World Conqueror", translated by J. A. Boyle. Chap. XXV, p. 145. (『世界征服者史』第一四五節上冊 p. 170.)
- (3) Doerfer, Band II p. 566, AL AHRI; "Ta' rikh-i Shaikh Uwais".
Gerhard Doerfer, "Turkische und Mongolische Elemente im Neupersischen," Band I - IV, 1965, Wiesbaden.
- (4) 志茂碩敏『モンゴル帝国史研究』p. 21~22, 『中庵集』卷一五、勅賜益都行省伊克扎爾固齊薩木丹公(沙扎該)神道碑には、「諸部の兵、百に卒二を取る」とある。必ずしも十人に二人ではなかったことが分かる。
- (5) この点既に楊志玖、志茂碩敏外諸家の明らかにするところである。楊志玖「探馬赤軍問題三探」(『南開學報』一九八二年第二期)。
- (6) 松田孝一氏報告、一九九七年モンゴル学会報告、岡山大学。周藤吉之氏に始まる説である。宋代に斥候を称して「探馬」と謂う例があることに依拠した説。周藤吉之「唐宋時代の資料に見える頭項・頭下と探馬——遼元の投下との関係に於いて」(『東洋学報四六一』、『宋代史研究』所収)

(7) 『元史』卷二〇六、叛臣傳、李璫傳に「太祖十六年(李)全叛宋。拳山東州郡歸附。太師國王孛魯承制、拜全山東淮南楚州行省、而以其兄福為副元帥。太宗三年全攻揚州敗死。遂襲為益都行省。仍得專制其地。(中略)。中統元年世祖即位、加璫江淮大都督。」とある。

(8) 探馬赤軍が各方面の鎮守軍団であることは、那珂通世以降海老沢哲雄、楊志玖ら諸氏の指摘論証するところである。松田孝一氏の実証的研究は、それを証明して余りあるのであるが、氏は、史料の細部に厳密すぎて、却つて大局を見失つたために、斥候説を拾い上げたのであらうと思われる。那珂通世『成吉思汗實録』(一九〇七年一月、大日本圖書株式會社)、海老沢哲雄「元朝探馬赤軍研究序説」(『史流』第七卷、一九六五年)、松田孝一「河南淮北蒙古軍都萬戸府考」(『東洋學報』第六八卷、第三、四号、一九八二年三月)、同「モンゴル帝国東部国境の探馬赤軍団」(『内陸アジア史研究』第七、八合併号、一九九二年一〇月)、同「宋元軍制史上の探馬赤(タンマチ)問題」(『宋元時代史の基本問題』一九九六年七月、汲古書院所収)、同「紅巾の乱初期陝西元朝軍の全容」(『東洋學報』第七五卷、第一、二号、一九九三年一〇月)。楊志玖「探馬赤軍問題再探」(『民族研究』一九八一年第一期)及び楊志玖前掲論文。

(9) 『元典章』卷九、官制投下条に見える。

(10) 例えば先掲薩木丹公(沙扎該)神道碑銘によれば、サルジウト氏の沙扎該(三木合拔都児)は、懷孟路に鎮守し、懷孟軍奥魯、懷孟萬戸府達魯花赤の職が、その子孫の丹達里、耀珠に世襲されたが、沙扎該は、食貨志歳賜条に見える折米思拔都児に当たり、懷孟路に食邑をもつていた。詳しくは、続稿「各部族探馬赤軍」において論ずる予定である。

(11) 『史集』第一卷、第二分冊、第二編pp. 362~384、チングス・カンの軍隊条。

(12) 護雅夫「探馬赤部族考序説」(『史学雑誌』五五—、一九四四年)、同「元初における《探馬赤部族》について」(『北亞細亞学報』三、一九四四)

(13) 他に探馬赤軍関係の諸論考に次のようなものが挙げられる。萩原淳平「木華黎王国下の探馬赤軍について」(『東洋史研究』三六一—二)、再び木華黎王国下の探馬赤軍について——楊志玖氏の批判に答えて——(『モンゴル研究』No. 13, 1982)、黄時鑿「木

元朝探馬赤の名称について(片山)

華黎国王麾下諸軍考」(『元史論叢』第1輯所収、1983)、賈敬顔「探馬赤軍考」(『元史論叢』第2輯、1983: 2)、大葉昇「二代の探馬赤軍——とくに構成内容と所管について——」(『モンゴル研究』No. 15、1984)、蓮見節「探馬赤考」(『中央大学大学院研究年報』一一—V、一九八二年三月)。萩原氏は探木花を押印された奴隸説をとる。大葉説はこれに従う。これに関しては楊志玖に既に批判がある。tam y a c i 掌印者説に立つのが、安部健夫『西ウイグル国史の研究』(p. 29)であり、それに続く韓儒林、賈敬顔、楊志玖諸氏である。本稿の tam y a c i 使者説は、これを承く。

- (14) 王暉の中堂事記に見える李里匣兒抜都兒に当たるとすれば、読みは全く違うものになる。それについては続稿に論ずるところにして、今のところはこのように訓んで置く。

- (15) 護雅夫前掲論文。

- (16) 『元虞集』道園類稿』卷四五、蒙古拓跋公(按扎兒)先塋碑銘。

- (17) 「闕特勤碑文」に(小野川『突厥碑文訳注』《I. N. 13》, p. 63.) 次のように見える。(小野川秀美『突厥碑文訳注』(滿蒙史論叢四、一九四三年九月)

on oq oy lun turgiš qay anda maqarač tam y a c i oghuz bilgä tam y a c i kälti.
 十箭我が子突騎施 可汗より マカラチュ 印璽官 オグーズ ビルゲ 印璽官 来れり。

- (18) 『元史』卷二二八、土土哈傳、『元文類』卷二六、句容郡王世績碑。

- (19) 『元史』卷一三二、完者都傳、同卷一三三、完者抜都傳、両者は、一人兩傳。

- (20) 苦徹抜都兒に関しては、前掲松田孝一「河南淮北蒙古軍都萬戸府考」[5]に言及がある。

- (21) 『寓庵集』卷六、故宣授陝西等路達魯花赤夾谷公墓誌銘。

- (22) 「元朝行省の成立過程」『元朝史研究』一四八頁。但し前田直典は、陝西路行省とあるべきを、山西路行省と誤っている。これは、『寓庵集』の原文の誤り(題目は正しく、本文に誤る)に従ったものである。

- (23) 前田直典、前掲書一六一頁。

(24) 『漢書』卷九六、西域傳に、「自貳師將軍伐大宛之後、西域震懼。多遣使來貢獻。漢使西域者、益得職。於是自敦煌西至鹽澤、往往起亭而輪臺渠犂、皆有田卒數百人。置使者校尉領護、以給使外國者。至宣帝時、遣衛司馬使護鄯善以西數國。及破姑師未盡殄、分以為車師前後王及山北六國。時漢獨護南道、未能盡并北道也。然匈奴不自安矣。其後日逐王畔單于、將衆來降。護鄯善以西使者鄭吉迎之。既至漢、封日逐王為歸德侯。吉為安遠公。是歲神爵三年（前五九年）也。乃因使吉并護北道。故號都護。都護之起、自吉置矣。」とある。なお伊勢仙太郎『中国西域經營史研究』（一九五五年、巖南堂書店）参照。

(25) 前注に同じ。

(26) 『後漢書』卷八八、西域傳、「宣帝改曰都護」條注に「宣帝時鄭吉、以待郎田渠黎、發兵攻車師。遷衛司馬、使護鄯善以西南道。其後匈奴日逐王降吉。漢以吉前破車師、後降日逐、遂并令護車師以西北道。號曰都護。」とある。

(27) 西域都護の権限を示す例。『漢書』卷九六、西域傳、車師後王國條に「於是漢召車師太子軍宿在焉耆者、立以為王。盡徙車師國民令居渠犂。遂以車師故地與匈奴。車師王得近漢田官、與匈奴絕、亦安樂親漢。後漢使侍郎殷廣德、責烏孫求車師王。烏孫貴將詣闕賜第、與其妻子居。是歲元康四年（前32）也。」とあり、また同じく車師後王國條に「是時新都侯王莽秉政。遣中郎將王昌等、使匈奴告單于。西域内属、不當得受。單于謝罪、執二王以付使者。莽使中郎王萌待西域惡都奴界上、逢受。單于遣使送、因請其罪。使者以聞。不聽。詔下、會西域諸國王、陳軍斬姑句唐兜、以示之。」とあり、また『後漢書』卷八八、西域傳、「沙車國條」建武五年河西大將軍竇融、乃承制立（沙車王延の子）康為漢莎車建功懷德王西域大都尉。五十五國皆属焉。九年康死。諡宣成王。弟賢代立、攻破拘彌・西夜國、皆殺其王而立其兄康兩子為拘彌西夜王。十四年賢與鄯善王安、並遣使詣闕貢獻。於是西域始通。葱嶺以東諸國、皆属賢。十七年賢復遣使、奉獻請都護。天子以問大司空竇融。以為賢父子兄弟相約、事漢款誠、又至宜加號位以鎮安之。帝、乃因其使、賜賢西域都護印綬。更賜賢以漢大將軍印綬。」とあり、また『漢書』卷九六、西域傳、「自武帝始通罽賓、自以絕遠、漢兵不能至。其王烏頭勞數剽殺漢使。烏頭勞死、子代立、遣使奉獻。漢使閼都尉文忠、送其使。王復欲害忠。忠覺之、酒與容屈王子陰末赴共合謀、攻罽賓殺其王。立陰末赴為罽賓王、授印綬。後軍侯趙德使罽賓、與陰末赴相失。陰末赴鎮琅當德、殺副已下七十餘人。」とある。

元朝探馬赤の名称について（片山）

(28) 『漢書』卷九六、西域傳に「凡國五十、自譯長・城長・君・監吏・大祿・百長・千長・都尉・且渠・當戶・將相至侯王、皆佩漢印綬。凡三百七十六人。而康居・大月氏・安息・罽賓・烏弋之屬、皆以絶遠不在數中。其來獻、則相與報不督録総領也。」とある。

(29) 『漢書』卷九六、6 b、西域傳、烏孫條に、「初楚主侍者馮嫪、能史書習事。嘗持漢節、為公主、使行賞賜於城郭諸國。敬信之號曰馮夫人、為烏孫右大將妻。右大將與烏就屠相愛。都護鄭吉使馮夫人說烏就屠、以漢兵方出、必見滅、不如降。烏就屠恐曰、願得小號。宣帝徵馮夫人、自問狀、遣謁者竺次・期門甘延壽為副、送馮夫人。馮夫人錦車持節、詔烏就屠、詣長羅侯赤谷城、立元貴靡為大昆彌。烏就屠為小昆彌。皆賜印綬。破羌將軍不出塞還。後烏就屠不盡歸諸匈奴民衆。漢復遣長羅侯惠、將三校屯赤谷。因為分別其人民地界。大昆彌、戸六萬餘、小昆彌戸四萬餘。然衆心皆附小昆彌。元貴靡・鴟靡、皆病死。公主上書言、年老土思、願得歸骸骨、葬漢地。天子閔而迎之。公主、与烏孫男女三人俱來至京師。」とある。

(30) 同烏孫條に「元貴靡子星靡、代為大昆彌、弱。馮夫人、上書願、使烏孫鎮撫星靡。漢、遣之卒百人送焉。都護韓宣奏、烏孫大吏・大祿・大監皆可以賜金印紫綬以尊輔大昆彌。漢、許之。後都護韓宣復奏、星靡怯弱、可免、更以季父左代將樂大為昆彌。漢、不許。」とある。

(31) 漢代の匈奴の国民は、通説によれば、言語の上から見て、トルコ系、モンゴル系、ツングース系の諸族からなっていた（白鳥庫吉に依拠す）。また『後漢書』卷八八、西域傳、3 aに、班超によって西域諸国が平定服属したときのこととして「於是遠國蒙奇・兜勒、皆來帰服。遣使來獻。」とある。これに見える蒙奇・兜勒は、モンゴル族とトルコ族のことと読めないこともない（孤証故十分ではない）。漢代オルフオン河付近の丁寧が隋唐代の鐵勒の前身であると見做してよければ、これをテュルク(Türk)と読む説もある（羽田亨「九姓回鶻とToquz Onnisiとの關係を論ず」、『羽田博士史学論文集——歴史篇』、一九七五年、同朋舎）。モンゴル族の起源は、通説では唐代の蒙兀室韋に遡り得るのを上限とするが、現在筆者は、トルコ族は狄（翟）種族に起源を有し、後チノス（狼）族の血を承けて成立したもの、モンゴル族の起源は、ヘロドトスの『歴史』（卷三、一一八節）やペルシアの古書に所謂 *magos*（東方の種族）とある種族（前嶋信次「ヤアクービー年代記中のトゥルク族」、『東西文化交流の諸相』一九七一年

所収) pp. 1, 24に「マゴック」と見える。)に起源を有し、これもまた後にチノス族と混血した種族であったと考えている。これについては匈奴国家を構成した諸種族も合わせて別に論考を書く必要があるが、いずれにしてもトルコ、モンゴル族が漢代以前に遡って存在していたことは、疑えないであろうと思われる。

- (32) 『漢書』卷七〇、鄭吉傳に「鄭吉會稽人也。卒伍從軍數出西域、由是為郎。吉、為人彊執、習外國事。自張騫通西域、李廣利征伐之後、初置校尉屯田渠黎。至宣帝時、吉以侍郎田渠黎積穀。因發諸國兵、攻破車師。遷衛司馬使護鄯善以西南道。神爵中匈奴乖亂。(下略)。」とある。また同卷七〇、甘延壽傳に「甘延壽字君況、北地郁郅人也。少以良家子善騎射為羽林、投石拔距、絶於等倫。昔超驢羽林亭樓。由是遷為郎。試弁為期門。以材力愛幸、稍遷至遼東太守。免官。車騎將軍許嘉薦延壽、為郎中・諫大夫使西域都護騎都尉、與副校尉陳湯共謀斬郅支單于。封義成侯。薨。」とある。また同卷七〇、陳湯傳に「陳湯字子公、山陽瑕丘人也。少好書博達善屬文。(中略)。初元二年(前47年)元帝詔列侯、舉茂材。〔張〕勃舉湯。湯待遷、父死、不葬喪。司隸奏湯無循行、勃選卒故不以實、坐削戶二百。會薨。因賜諡曰、謬侯。湯下獄論。後復以薦為郎。數求使外國。久之遷西域副校尉。與甘延壽俱出。先是宣帝時匈奴乖亂。(下略)。」とある。
- (33) 伊勢仙太郎『中国西域経営史研究』(一九五五年、巖南堂書店) 参照。
- (34) 伊勢仙太郎『中国西域経営史研究』(一九五五年、巖南堂書店)。伊西節度使に関しては、p. 270、磧西節度使に関しては、pp. 292, 305~306, 313。
- (35) ギリオの学説は、P. Pelliot; "Neuf notes sur des questions d'Asie Centrale", T' pao 26 (1929) 201~66. (Doerfer; vol. I, p. 257)。また楊志玖「探馬赤軍問題再探」『民族研究』一九八一年第一期)。
- (36) 注17に同じ。
- (37) 『大唐大慈恩寺三藏法師傳』卷二(『大藏経』史傳部所収)に見える「答摩(摩)支」。

「既與相見。可汗歡喜云。暫一處行二三日當還。師且向衙所。令達官答摩支引送安置。至衙三日。可汗方歸引法師入可汗居。」とある。

元朝探馬赤の名称について(片山)

- (38) 『唐書』卷二二五下、突厥傳(「都摩支」)、『旧唐書』卷一九四、突厥下、「都摩度」に作る)に「俄にして(而)莫賀達干、都摩支、夜蘇祿を攻め、これを殺す。都摩支、又達干に背き、蘇祿の子吐火仙骨噉を立てて可汗と為して碎葉城に居る。黒姓可汗爾微特勤を引きて怛羅斯城を保し、共に達干を撃つ。」とある。
- (39) 韓儒林「突厥官号研究」(一九四〇年、林幹編『突厥与回紇歴史論文選集』(一九八七年七月、北京中華書局)所収)。楊志玖「探馬赤軍問題再探」(『民族研究』一九八一年第一期)、賈敬顏「探馬赤軍考」(『元史論叢』第二輯、一九八三年二月)参照。
- (40) 同卷二二五下、突厥傳(『冊府元龜』に關連記事あり。)に「天寶元年突騎施部、更に黒姓伊里底蜜施骨咄祗伽(utqis bilga)を以て可汗と為し、教使を通じて貢す。」とある。前嶋信次「タラス戦考」(『史学』三一―四、三二―、一九五八年一月、一九五九年四月、『東西文化交流の諸相』p. 179-180。内藤みどり『西突厥の研究』(一九八八年二月、早稲田大学出版会)は、十姓可汗となった人物と都摩支が同一人物であったとすることに對して、黒姓の蘇祿を倒した人物が、黒姓の可汗になったとは思えないと躊躇している。同時期「骨咄祗伽」の称号を有する都摩支と同名の人物が、二人といふ筈はないから、十姓可汗は、都摩支であつたと見てよいのではなからうか。
- (41) 同卷二二五下、突厥傳に「(長安)四年、以懷道為十姓可汗兼濛池都護。(中略)。神龍中：是歲、烏質勒死。其子嚙鹿州都督沙葛為左驍衛大將軍、襲封。：詔十姓可汗阿史那懷道持節冊命、賜宮人四。」とある。
- (42) 桑原隲藏「支那人を指すタウガス又はタムガジという稱呼に就いて」(『史林』第七卷、第四號、一九二二年、『桑原隲藏全集』第二卷所収)。
- (43) 筆者の眼についた十三世紀の例を挙げる。「Sirat al-sultān Jalāl al-dīn Mankubirni', from Abraham Const-antin Mouradge a d'Ohsson, "Histoire des Mongols, depuis Tehinguis-Khan jusqu'à Timour bey ou Tamerlan, "La Haye et Amsterdam, 1834-1835. (佐口透訳、ドーンソンの『モンゴル帝国史』(一九七三年、平凡社)第一冊、第4章、p. 175)に「スルターンは、夜になつて(チンギス・カンの)使節の一人のマフムードを招き、かれがホラスム人であることを知つて、この者に汝の忠誠をたのむことができると信じていると告げた。即ち、眞実を話し、チンギス・カンの行動の将来について教えてくれる気なら、恩賞を与え

ると保証し、次いで、自分の腕環から一粒の宝石をもち取って、誠実に約束を守るという証拠として、彼に与えた。スルターンは、チンギスカンがタムガーチュ(の都市)を征服したというのは真実かどうかを、彼に問うた。マフムード答えていわく、「これは偽ることのできない事件の一つであります」とある。

- (44) 「噉欲谷碑文」に見える *tabghai'* (小野川『突厥碑文訳注』①同上《TIW. 1》p. 69, ②同左《TIE. 20》p. 72) に次のように見える。

① *türk budun taby acaqa körür arti.*

突厥の民 唐に 服し いたり。

② *taby aei qayan yayimiz arti. on oq qayan yayimiz arti.*

唐 可汗は 我等が敵 なりき。十箭 可汗は 我等が敵 なりき。

- (45) 榎一雄「プトレマイオスに見えるイセドネース民族について」(『山本博士還暦記念東洋史論叢』一九七二年)

- (46) ヘリオの学説は 'P. Pelliot; "Neuf notes sur des questions d'Asie Centrale", T' pao26 (1929) 201-66. (Doerfer, vol. I, p. 257)。メンゲスの学説についても、デルファールに見える。

- (47) 韓儒林「突厥官号研究」(一九四〇年、林幹編『突厥与回紇歴史論文選集』(一九八七年七月、北京中華書局)所収)。楊志玖「探馬赤軍問題再探」(『民族研究』一九八一年第一期)、同「探馬赤軍問題三探」(『南開學報』一九八二年第二期)、同「遼金的撻馬与元代的探馬赤」(以上『元史三論』一九八二年一月、所収)、賈敬顔「探馬赤軍考」(『元史論叢』第二輯、一九八三年二月) 楊志玖は、当初探馬赤を斥候の義の漢語である「探馬」に由来する語であると考えていたが、後に契丹の「撻馬城沙里」に着目して掌印者 (*tamy aei*) 説に傾いた。ただ定論とするには至っていない。

- (48) 郎君については、『遼史』卷二〇〇、3 b、耶律章奴傳に「耶律章奴、字特末衍。季父房之。後父查刺養高不仕。章奴、明敏、善談論。大安中(一〇八五-一〇九四)、補牌印郎君。乾統元年、累遷右中丞兼領牌印宿直事。天慶四年、授東北路統軍副使。」とあり、また同卷一〇一、4 b、蕭陶蘇幹傳に「蕭陶蘇幹、字乙辛隱、突呂不人。(中略)。時陶蘇幹、雖幼已如成人。補筆硯小

元朝探馬赤の名称について(片山)

底。累遷祇候郎君。轉樞密院侍郎。」とある。

(49) 日野開三郎「渤海遺民と女真」、『日野開三郎東洋史論集』第十六卷所収)。

(50) 先掲楊志玖「遼金の撻馬与元代的探馬赤」(『元史三論』一九八二年一月、所収)、p. 60

(51) S. G. Clauson, "An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth Century Turkish," 1972. Oxford. p. 271.

(52) Doerfer: vol. II, p. 565

(53) 『元史』卷一三三、脱力世官傳に、「脱力世官畏吾兒人也。祖八思忽都探花愛忽赤(tany a a yiry ki)、『國初領畏吾兒・阿刺温・滅乞里・八思四部、以兵從攻四川。歿于軍。父帖哥朮探花愛忽赤、憲宗命長渴密里及曲先諸宗藩之地。渾都海・阿藍荅兒叛。執帖哥朮械繫之。帖哥朮破械脱走入覲。』とある。阿刺温以下の地名については未詳。曲先は、クチャとも古城(ビジュバリク)とも読める。

(54) 元虞集『道園類稿』卷三九、高昌世勳碑應制に、次のようにある。

我太祖皇帝龍飛於朔漠。當是時巴而朮阿兒忒的斤亦都護在位。亦都護(yulqan)者、其國王號也。知天命之有歸、舉國入朝。太祖嘉之、妻以公主。日也立安敦。待以子道、列諸第五。與者必那顏(jeh-nayan)征罕勉力、鎖潭回回等諸國。將部曲萬人、以先啓行。紀律嚴明、所向克捷。又從太祖征你沙卜里、征河西。皆有大功。薨。次子玉古倫的斤嗣、為亦都護。玉古倫的斤薨、子馬木刺的斤嗣、為亦都護。將探馬赤軍萬人(『元史』卷一二二、巴而朮阿兒忒的斤傳、「探馬軍」に作る)。從憲宗皇帝伐宋合州釣魚山、自功。還軍火州、薨。至元三年、世祖皇帝命其子火赤哈兒的斤、嗣為亦都護。(中略)。其後入朝。上嘉其功、錫(賜)以重賞。(中略)。又錫寶鈔以賑其民。還鎮高昌、屯於南哈密力之地。兵力尚寡。北方軍猝至。大戰力盡、遂死之。子紐林的斤方幼、詣闕請兵、北征以復父讐。上壯其志、賜金幣鉅萬。(中略)。有旨師出河西、俟與北征大軍齊發。遂留永昌焉。會吐蕃脫思麻作亂。詔以榮祿大夫平章政事、領本部探馬赤軍萬人、鎮吐蕃宣慰司。(中略)。武宗皇帝召還、嗣為亦都護、賜之金印。復署其部押西護司之官。仁宗皇帝始稽故實、封為高昌王。別以金印賜之。設王傳之官。其王印行諸內郡、亦都護之印、則行諸畏吾兒之境。(中略)。領兵高昌、復立畏吾兒城池。延祐五年十一月二十一日薨。子二人。長曰、帖睦兒補化。次曰、錢吉。皆八卜又公主出

也。帖睦兒補化……至大中從父入備宿衛。又事皇太后於東朝、拜中奉大夫大都護。陞資善大夫。又以資善出為鞏昌等處都元帥達魯花赤。……嗣亦都護高昌王。

(55) 安部健夫『西ウイグル國史の研究』p. 115～130。

(56) 山田信夫『ウイグル契約文書集成』同書二卷 p. 146, [MI01, (31kr. 35, USp. 115.)] p. 19～20,

元朝探馬赤の名称について(片山)